

次期西蒲区自治協議会委員の構成について（案）

資料5

現行（第7期）

案⇒基本的に現行どおりとする

1号 (9)	巻地区まちづくり協議会
	漆山地域コミュニティ協議会
	峰岡地区コミュニティ協議会
	松野尾地域コミュニティ協議会
	角田地区コミュニティ協議会
	岩室地域コミュニティ協議会
	西川地域コミュニティ協議会
	潟東地域コミュニティ協議会
	中之口地区コミュニティ協議会
2号 (13)	JA越後中央（女性部）
	西蒲原土地改良区
	新潟県農村地域生活アドバイザー（西蒲区連絡会）
	西蒲区商工会連絡協議会
	西蒲区観光協会連絡会
	西蒲区・北国街道まちあるきガイド
	角田山麓観光まちづくり研究会
	西蒲区社会福祉協議会
	西蒲区支え合いのしくみづくり会議
	西蒲区民生委員児童委員連絡協議会
	新潟市西蒲区老人クラブ連合会
新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部	
西蒲区体育協会	
3号 (8)	地域教育コーディネーター（小学校等）
	地域教育コーディネーター（中学校等）
	大学教授等
	大学教授等
	GAP認証者
	防災士
	CC講座受講者
公募委員	

1号 (9)	巻地区まちづくり協議会	区内の地域コミュニティ協議会等の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会（又は地域コミュニティ協議会の連合組織）ごとにその構成員のうちから委員を選出 ・結成済みの地域コミュニティ協議会のみが該当し、設立準備組織等は該当しない。 ・コミュニティ協議会が中学校区単位で設立されている場合など、地域の実情に応じて複数の委員選出も可能
	漆山地域コミュニティ協議会		
	峰岡地区コミュニティ協議会		
	松野尾地域コミュニティ協議会		
	角田地区コミュニティ協議会		
	岩室地域コミュニティ協議会		
	西川地域コミュニティ協議会		
	潟東地域コミュニティ協議会		
	中之口地区コミュニティ協議会		
2号	JA越後中央（女性部）	区内の公共的団体等の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員とする公共的団体等を選定し、選定団体の構成員のうちから委員を選出 ・地方自治法第157条を基本とする区内で公共的な活動を営む団体（法人格の有無を問わない。） ・主たる事務所に限るが、支店等、区域内に従たる事務所しか有しない団体を選定する場合は第3号委員に該当させる。 ・公共的団体等の例示 商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、土地改良区、観光協会、区老人クラブ連合会、区PTA連合会、NPO、ボランティア団体、区支え合いのしくみづくり会議、区社会福祉協議会、区民生委員児童委員協議会、大学、地区青少年育成協議会等
	西蒲原土地改良区		
	新潟県農村地域生活アドバイザー（西蒲区連絡会）		
	西蒲区商工会連絡協議会		
	西蒲区観光協会連絡会		
	西蒲区・北国街道まちあるきガイド		
	角田山麓観光まちづくり研究会		
	西蒲区社会福祉協議会		
	西蒲区支え合いのしくみづくり会議		
	西蒲区民生委員児童委員連絡協議会		
	新潟市西蒲区老人クラブ連合会		
新潟市小中学校PTA連合会西蒲支部			
西蒲区体育協会			
大学教員・学生等	区内の大学の場合→2号委員（公共的団体の選出者として）		
大学教員・学生等	区外の大学の場合で、市内に住所を有する場合→3号委員（有識者として）		
3号	地域教育コーディネーター（小学校等）	前2号に掲げる者のほか、区長が必要と認められた者	<ul style="list-style-type: none"> ・委員個人として、上記第1号及び第2号の委員資格に該当しないが区長が必要と認められた者を選定 ・区長が必要と認められた者の例示 ○有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等 ○公募による者 ○その他 公民館で実施しているコミュニティコーディネーター養成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者
	地域教育コーディネーター（中学校等）		
	GAP認証者		
	防災士		
	CC講座受講者		
	公募委員		